

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 3 号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年4月20日

さいたま市人事委員会規則第3号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係） 学歴免許等資格区分表			別表第3（第5条関係） 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
[略]			[略]		
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)~(4) [略]	2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) [略]
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)~(6) [略]		2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) [略]
[略]			[略]		
3 高校卒	[略]		3 高校卒	[略]	
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による <u>准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</u> (2) [略]		3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は <u>養成所の卒業</u> (2) [略]
[略]			[略]		
備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「 <u>准看護師学校</u> 」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助			備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含むものとする。		

産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。